第１号様式　　主要事業の進行状況報告書　　平成 20 年９月 30 日

６５	福祉保健局	生活環境に起因する健康被害から都民を守る取組

事業概要	**（１）新たな大気汚染健康障害者医療費助成の実施** ○ 大気汚染の影響を受けたと推定される疾病（気管支ぜん息・慢性気管支炎・ぜん息性気管支炎・肺気しゅ）にかかった者に対し、医療費を助成することにより、その者の健康障害の救済を図る。 （対象者） ・対象となる疾病にかかっている者（気管支ぜん息以外の疾病は 18 歳未満のみ） ・東京都の区域内に引き続き１年（３歳に満たない者にあっては、６月）以上住所を有する者 ・喫煙していない者 ・医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われる者 **（２）総合的な花粉症予防・治療対策** ○ 利用しやすい花粉症の根本的治療方法である舌下減感作療法について、都立病院や民間の医療施設等の協力を得て、臨床研究を実施することで、その開発を促進し、実用化と普及を図る。 ○ 花粉症患者実態調査を実施し、花粉症予防・治療対策への活用を図る。 ○ 花粉自動測定・予報システム（とうきょう花粉ネット）を導入し、都民への花粉情報の充実を図る。
これまでの経過	**（１）新たな大気汚染健康障害者医療費助成の実施** ○ 「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」に基づき、昭和 47 年 10 月から、気管支ぜん息・慢性気管支炎・ぜん息性気管支炎・肺気しゅ）及びその続発症にかかっている年少者（当初 15 歳以下、昭和 48 年４月から 18 歳未満）に対して医療費の助成を行ってきた。 ○ 平成 19 年８月の東京大気汚染訴訟の和解を受けて、平成 20 年８月から気管支ぜん息及びその続発症の対象年齢を全年齢に拡大した。 **（２）総合的な花粉症予防・治療対策** ○ 平成 18 年度に、財団法人東京都医学研究機構に委託して、舌下減感作療法の臨床研究を開始した。 ○ 平成 18 年度に花粉症患者実態調査を実施し、平成 19 年９月に調査結果をとりまとめて公表した。本調査により、都民の 28.2%、約 3.5 人に１人がスギ花粉症であることが判明した。（事業終了） ○ 平成 18 年度からとうきょう花粉ネットの構築を進め、平成 20 年２月から５月中旬までの間、１時間単位で 48 時間先までの花粉予報を都のホームページ上で試験的に提供した。合わせて、5,000 名の登録者に対し、花粉予報を携帯電話等へメールで配信するサービスを実施した。
現在の進行状況	**（１）新たな大気汚染健康障害者医療費助成の実施** ○ 平成 20 年５月１日より、制度拡大に伴う事前申請の受付を開始した。 ○ 平成 20 年８月１日から、新制度が施行され、認定された患者に対する医療費の助成を行っている。 **（２）総合的な花粉症予防・治療対策** ○ 舌下減感作療法について、計画どおり臨床研究を進めている。 ○ 平成 20 年２月から５月中旬までの試験運用の結果を基に、システムの検証・改善を進めている。

今後の見通し	**（１）新たな大気汚染健康障害者医療費助成の実施** ○ 条例の施行後５年を経過した時点で新条例の施行の状況について検証し、その結果に基づき必要な見直しを行う。 **（２）総合的な花粉症予防・治療対策** ○ 今年度まで舌下減感作療法の臨床研究を実施し、平成 21 年度に治療の効果や安全性などに関する研究結果をとりまとめて公表する予定である。 ○ 平成 21 年２月から、とうきょう花粉ネットの本格運用を行う。

問い合わせ先	福祉保健局　健康安全部　環境保健課	電話	03-5320-4491 03-5320-4493